

●担い手との意見交換実施状況（平成30年度）

平成31年4月

（公財）三重県農林水産支援センター

農地中間管理事業に係る農業者等との意見交換については、県、市町、JA等の協力を得ながら、担い手を対象として県の地域事務所ごとに設置された「農地中間管理事業推進チーム」とともに、当センター（機構）が地域に出向き、事業活用の説明・啓発と併せて、事業の円滑な実施に向けた課題や要望等について意見交換等を実施しました。

また、連携協定に基づいて担い手農業者（農業法人会、稲作経営者会議、指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、担い手ネットワークの各代表者）との意見交換会を開催するとともに、役員会や会合の場に参加し、意見交換や情報交換をしました。

*平成30年度実施状況

期間	開催回数	備 考
周年	39回	・各地域の担い手（集落や個別）との意見交換含む ・代表的な意見交換の概要は別紙のとおり

担い手農業者との意見交換（結果概要）

開催日	参加者	主な意見	平成30年度の改善点
平成30年 10月11日	稲作経営者会議会 員、農業会議、農政 局、県、機構 参加者数：19名	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手にとって機構事業のメリットは金納による賃料決済であり、物納は集落営農のような地域で受け入れられる。 ・機構事業のことを理解している地権者がまだまだ少なく、啓発が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年産米作から導入することにした物納については、出し手農家や受け手農家等への事前周知に努めたことなどから大きな問題もなく完納され、新たな活用につなげることができました。 ・地権者等への機構事業の啓発を図るため、地元テレビ局を活用し広告を行いました。
平成30年 10月19日	担い手農業者(指 導農業士、青年農 業士、農村女性ア ドバイザー、担い手ネ 트워크、農業法人会、 稲作経営者会議の 各代表者)、農業会 議、農政局、県、機 構 参加者数：25名	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等条件不利地は、その是正措置がないと経営が成り立たないので特段の配慮が必要である。 ・相対契約と比較すると手続きが手間であり、時間がかかる。 ・国の制度見直しのスパンは、必要があればもっと短縮することも必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手等からの意見について取りまとめ、国をはじめ県に対して、機構法施行5年後の見直しなどに向け十分な配慮をいただくよう要望しました。